

貴自治体名 日進市

懇談日時 10月20日(火) 午前・午後 1時00分～ 2時00分

懇談会場 日進市役所 本庁舎4階 第3会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

[1]1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(介護福祉課・地域福祉課)

電話(0561-73-1495、73-1643)FAX(0561-72-4554)

- ① 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
ない ある→実施年月(2003年4月)2014年度実績(1)件(10,700)円
- ② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
ない ある→実施年月(2003年4月)2014年度実績(0)件(0)円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (37)人(H26年8月現在)
- ④ 介護給付費準備基金について
 2013年度末の残高(134,493)千円
 2014年度末の残高(94,015)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数(3)箇所 直営(0)箇所、委託(3)箇所
 職員配置人数(16)人 正職員(12)人、非正規職員(4)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
実施している → 実施年月日(2010年 4月 1日) 2014年度実績(182)件
検討中である 実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
実施している → 実施年月日(2010年 4月 1日) 2014年度実績(166)件
検討中である 実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
実施している → 実施年月日(年 月 日) 2014年度実績()件
検討中である 実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週7回を上限とし、夕食のみ
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(24,537)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(67)食
	1食あたりの助成額	350円
	1食あたりの利用者負担額	250円～676円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	エコサポート事業
対象者の要件	要支援、要介護認定を受けている独居、高齢者世帯のうち、他からの支援が得られず、ゴミ出しが困難な世帯が対象者です。
1カ月平均利用者実数(2014年度)	65人

- ⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である	
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している	
	上乗せの助成額	改修費20万円に対し9割(18万円)が上限額
	利用者実数(2014年度)	34件
	()介護保険利用者以外の助成制度がある	
	対象者と、その要件	
助成額		
	利用者実数(2014年度)	

- ⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

実施している。配食サービス(安否確認が必要で、買い物及び食事の調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者または70歳以上の高齢者のみで構成される世帯)、寝具洗濯乾燥、軽度生活援助、訪問理美容、生活管理指導(指導員派遣及び短期宿泊)サービスの提供。徘徊高齢者等探索端末、緊急通報システム装置の貸し出し。日常生活用具の給付。

- ⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	くるとんバス
	利用料	高齢者(65歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円
	その他特記事項	コースによって1乗車100円又は200円若しくは高齢者パス1,000円。ただし、要介護・要支援認定者と介助者1名は無料です。
	2014年度の運行実績	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	実施していない
	障がい者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
	要介護認定者	実施していない
	2014年度の助成実績	14,070件、11,085,560円

- ⑭宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

- ⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2014年度実績)は (554)枚

2) 認定書は()毎年発行している

(○)1回発行すれば翌年以降も使える

3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2014年度()件

(○)認定書を送付している → 2014年度(554)件

()自動的には送付していない。

4) 認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(要介護(支援)認定が要支援2以上で、かつ、主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上、または、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方)

- ⑯介護保険サービス利用人数について (1,509)人(2015年6月現在)

- ⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (39)人(2015年6月現在)

- ⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

- ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない

- ⑳介護保険における通院時の院内介助について (○場合により)認めている()認めていない

- ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

2. 生活保護 担当課(地域福祉課)電話(0561-73-1519)FAX(0561-72-4554)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (44)件、申請件数 (24)件、そのうち保護開始件数 (23)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (55)世帯 (72)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	2人	2年 6カ月	0人	- 世帯	- 人
2015年4月1日現在	2人	1年 0カ月	0人	- 世帯	- 人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(○)自立相談支援事業 ()直営 (○)委託 → 委託先(日進市社会福祉協議会)

()住宅確保給付金の支給 ()直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (0)カ所

3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。

(○)実施した ()していない

実施した場合の周知方法(訪問した時に口頭で周知)

3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0561-73-4109)FAX(0561-73-8024)

①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない

②2015年3月31日現在の滞納者の件数

市(町村)県民税 (24982)件中 (2103)件

国民健康保険税 (10522)件中 (1847)件

固定資産税 (34401)件中 (1413)件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数(99)件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)(85)件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

原則として個人住民税に滞納があり、その他の滞納本税額が高額な案件の中から、対象者の納税資力について事前に調査し、納税資力はあるが納税交渉に応じない、あるいは納付誓約を結んでも履行されない方を対象としています。

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

()引き継ぐ (○(ただし、納付誓約を結んでいる場合))引き継がない

4. 国民健康保険 担当課(保険年金課) 電話(0561-73-1420) FAX(0561-72-4554)

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (6) %	× (6) %	× (6) %
	資産割	固定資産税額	× (-) %	× (-) %	× (-) %
	均等割	加入者1人につき	26,000 円	26,000 円	26,000 円
	平等割	1世帯につき	26,000 円	26,000 円	26,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			81,554 円	80,147 円	79,360 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			16,986 円	17,130 円	17,771 円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

② モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	78,400 円	152,900 円	221,800 円
	介護分	17,900 円	36,500 円	54,000 円
	後期高齢者支援分	20,000 円	44,500 円	68,400 円
② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	57,800 円	135,800 円	175,800 円
	後期高齢者支援分	17,400 円	42,400 円	62,400 円
③ 65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	72,800 円	112,800 円	152,800 円
	後期高齢者支援分	19,400 円	39,400 円	59,400 円

③ 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

7割・5割・2割軽減対象者について、それぞれ0.5割を加算して保険税を軽減している。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

納税義務者(主たる生計維持者である被保険者を含む。以下同じ。)が失業(退職を含む。)又は事業の休廃業等により所得が急激に減少し生活が困難となった場合であって、納税義務者の当該年における地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「総所得金額」という。)の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると見込まれる場合

(1) 納税義務者の前年中の総所得金額が200万円以下の場合

当該事由の発生により減免の申請があった日(以下「減免申請日」という。)以後に到来する当該年度納期分の100分の50

(2) 納税義務者の前年中の総所得金額等が200万円を超え500万円以下の場合

減免申請日以後に到来する当該年度納期分の100分の30

④ 資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(2)世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○) 国の基準どおり実施している

(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

(○) 高校生世代以下の子どものいる世帯

(○)障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

(○)病弱者のいる世帯

() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

基準は特に設けておりませんが、緊急での入院の場合などは事情をお聞きして短期保険証を発行することがあります。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(10)人 ・2カ月(2)人 ・3カ月(7)人 ・4カ月(0)人

・5カ月(0)人 ・6カ月(127)人 ・1年(0)人 ・その他(0)人

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

世帯主が、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)更新時において、厚生省令で定める公費負担医療の対象者を除き、災害その他特別な事情がないのに前年度以前に国民健康保険税(以下「保険税」という。)を滞納し、次に該当する場合には、短期保険証を交付する。
(1) 納付誓約を行い、分割納付をしているとき。
(2) 滞納金額の一部を納付したとき。
短期保険証交付対象世帯であっても、次のいずれかに該当する者は適用除外とすることができる。
(1) 愛知県の実施する医療費助成事業の対象となる者
(2) 日進市条例に定める公費負担医療の対象となる者
(3) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(4) その他市長が特別に認める者
短期保険証の交付を受けている世帯主が、次のいずれかに該当したときは、短期保険証と引き換えに被保険者証を交付する。
(1) 滞納している保険税を完納したとき。
(2) 当該世帯主に係る滞納額が著しく減少したとき。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度) ※以下1)~5)は市税全体での内容

1) 差し押さえの基準(市税に未納があり、換価可能な資産を持つ場合。)

2) 分納者への対応(分納制約が不履行となると差押をする場合がある。)

3) 予告通知書の発行(23)件

4) 差押え件数 不動産(14)件 預貯金(13)件 生命保険(2)件(内学資保険(0)件)
その他(6)件(給与、売掛金など)

5) 競売などによる現金化 (競売による配当 0)件 (0)円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (109)人

3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
(○)設けている ()検討中である ()設けていない

3)2014年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

⑨高額療養費について

()自動払いしている (○)申請書を送付している ()通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 ()公開していない (○)公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

5. 高齢者医療など 担当課(保険年金課) 電話(0561-73-1430) FAX(0561-72-4554)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療(精神通院)受給者の自己負担分を補助している。

③2015年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (7,640)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (53)人

内〔ひとり暮らし非課税者(38)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(15)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(188)人 短期保険証発行人数(3)人

差し押さえ(2014年度)件数(0)件、金額(0)円

6. 子育て支援策 担当課(保険年金課・学校教育課・子育て支援課・こども課)

電話(0561-73-1430、73-4168、73-4183、73-1095) FAX(0561-72-4554、72-4603)

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

中学校卒業までの通院分を現物給付している(所得制限なし)。

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

()入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報

(○)その他(年度始めに全児童・生徒にお知らせを配布)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.5)倍未満

そのほか 生活保護受給、市民税非課税又は減免、個人事業税又は固定資産税減免、国民年金掛金減免又は国税減免若しくは徴収猶予、児童扶養手当受給、生活福祉資金貸付、失業対策事業適格者手帳所有又は職安登録日雇労働者

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】

()何もしていない

(○)その他(下欄にご記入ください)

認定基準のみに依らず、当該世帯の家計等の状況を個別に判断し認定するようにしている

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約207万(控除なしの場合))円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約332万(控除なしの場合))円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか () 必要である (○) 必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	578人	592人
受給割合	7.0%	7.2%
支給額	45,710,550 円	44,172,339 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 (○) 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

(○) 学用品費 () 体育実技用具費 (○) 入学準備金 (○) 通学用品費 () 通学費

(○) 修学旅行費 () クラブ活動費 (○) 生徒会費 (○) PTA会費 (○) 給食費

(○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費

() 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品

() その他()

③ 学校給食について(2015年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。

(○) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

特になし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	10校	校	校	10校	校	220円
中学校	5校	校	校	5校	校	250円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

1) 件数() 件 対応職員() 人、うち専門職() 人

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 () 保健師
() 保育士 () 教員 () その他()

3) 現状に対する課題

案件を把握した後の、適切なリスク判断を常に確保すること。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

・家庭児童相談事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会の実施
・地域子育て支援拠点の設置 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・育児支援家庭訪問事業

⑤ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

(例) 学校にカウンセラー等、専門職を配置
中学校に心の教室相談員を配置

⑥ 保育について

1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について

() 取り消し(育休退園) () そのまま通園

(○) その他[3歳以上児は継続、3歳未満児は退園]

2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

() ある (○) ない

7. 障害者施策 担当課(介護福祉課) 電話(0561-73-1749) FAX(0561-72-4554)

① 訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	60人	-23.1%	155時間	23.7時間
重度訪問介護	5人	-16.6%	426時間	216時間
行動援護	1人	±0.0%	56時間	56時間
同行援護	11人	-26.7%	60時間	29.2時間

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(86)人 最多支給時間数(62)時間 平均支給時間数(17)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の7月利用実績 (27)人

2014年度中に完全実施 ()した ()できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

市内に相談支援事業所数が少なく、市外の事業所も受け入れの余裕がない。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(22)人(H27年 4月 1日現在)

対昨年同月比(-8.3)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(51.5)時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(6)人(H26年 4月 1日現在)

訓練等給付支給決定者数(113)人(H26年 4月 1日現在)

⑦ 通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

⑧ 入院時のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

9. 健診事業 担当課(健康課)電話(0561-72-0770)FAX(0561-74-0244)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率		
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診			
特定健診	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	0	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	0	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	42.7		
がん 検診	胃がん	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	4,010	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	1,330	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	25.9	
	大腸がん	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	610	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	610	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	39.5	
	肺がん	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	1,020 (特定健診 と併用 410)	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	特定健診 と併用 410	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	36.4	
	子宮がん	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	1,950 体 2,970	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	1,020	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	24.4(隔 年 44.7)	
	乳がん	超音波	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	1,740	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	-	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	
		マンモグラフィー	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	1,850	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	1,850	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	20.2(隔 年 36.5)
	前立腺がん	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	1,330 (特定健診 と併用 720)	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	特定健診 と併用 420	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	48.4	
歯周疾患	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	30歳,35歳 1,020 40歳~ 510	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	-	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	11.8 (40, 50, 60, 70歳)		

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について
実施している 実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる
実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる
その他(30歳から75歳までの5歳間隔の節目年齢者)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました